しりょう **資料 1**

しんぎかだい せんてい 審議課題の選定について

くみんかいぎ しんぎかだい

1 区民会議の審議課題について

がないてき かいけつほうほう しんぎ 方向性や具体的な解決方法を審議します。

しんぎかだい せんてい くみんかいぎじょうれいせこうきそくだい じょう 【審議課題の選定について】(区民会議条 例施行規則第2条)

- ①区民会議委員が自らの活動を通じて把握した課題
- ②区役所が業務を通じて把握した課題
- ※1参加:市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動すること(川崎市自治基本条例第3条第2号)
- ※2協働:市民と市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任のもとで、 お互いを尊重し、対等な関係に立って協力すること。(同第3条第3号)

2 審議課題の選定の流れ

Step 1 各委員から出された事前アンケートの確認(資料 2)



Step 2 解決を図るための目標(方針)の決定(資料3)



Step 3 具体的な審議課題の選定(資料3)